

令和5年度小田原市一般廃棄物の処理計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和5年度の小田原市一般廃棄物処理計画を定めたものである。

令和5年4月1日

小田原市長 守屋輝彦

1 区域 小田原市全域

2 一般廃棄物の年間発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

総発生量 67,881トン 総処理量 67,881トン

(ごみ内訳)

ア 家庭ごみ

区 分	発生量	処理量
収 集 ご み	51,021トン	51,021トン
燃 せ る ご み	34,040トン	34,040トン
紙 ・ 布 類	9,106トン	9,106トン
ペ ッ ト ボ ト ル	731トン	731トン
トイ類 <small>☑</small> 表示のあるもの	2,140トン	2,140トン
か ん 類	544トン	544トン
び ん 類	1,277トン	1,277トン
燃 せ な い ご み	2,567トン	2,567トン
蛍 光 灯 ほ か	259トン	259トン
大 型 ご み	357トン	357トン
直 接 搬 入 ご み	2,030トン	2,030トン
家 庭 ご み 計	53,051トン	53,051トン

イ 事業系ごみ

区 分	発生量	処理量
特 定 収 集	400トン	400トン
直 接 搬 入	14,430トン	14,430トン
事 業 系 ご み 計	14,830トン	14,830トン

(2) 動物の死体

区 分	発生件数	処理件数
小動物（持込）	1, 4 4 8 件	1, 4 4 8 件
小動物（収集）	1, 3 5 1 件	1, 3 5 1 件
計	2, 7 9 9 件	2, 7 9 9 件

(3) し尿及び浄化槽汚泥

区 分	発生量	処理量
し 尿	1, 6 7 6 キロリットル	1, 6 7 6 キロリットル
浄化槽汚泥	2 4, 1 8 8 キロリットル	2 4, 1 8 8 キロリットル

3 一般廃棄物の排出抑制等の実施施策

(1) ごみ処理

ごみ処理については、発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進、ごみの分別と資源化の更なる推進、安定的・継続的なごみの適正処理の推進、きれいなまちづくりの推進を施策の柱に、ごみの減量化、資源化を推進する。

ア 発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進

(ア) 環境情報紙や啓発イベントの開催などを通じての環境情報の提供、啓発活動を推進する。環境教育・環境学習を推進するとともに、市民団体などが実施する環境教育などの活動を支援する。

(イ) 市民と連携を図りながら種々の啓発活動を実施する。生ごみの堆肥化、食品ロスやプラスチックごみの削減を啓発し、家庭ごみの発生抑制・減量化を推進する。また、国の指針に基づき、燃せるごみの有料化の検討を行う。

(ウ) 事業ごみの排出基準の見直しや制度の適正な運用により発生抑制・減量化を推進する。

イ ごみの分別と資源化の更なる推進

(ア) 紙・布類やプラスチック類の分別の徹底を図るとともに、市民の利便性の確保の観点からも、市民、事業者と協力した有効な回収の方法を検討する。

(イ) 特に紙・布類のリサイクルについては、自治会、小田原市古紙リサイクル事業組合、行政が協力し、市内の紙は市内で処理するための本市独自のルールの中で、更なる資源化の推進を目指す。

(ウ) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、使用済小型電子機

器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）等の各種リサイクル法に基づく取組を徹底し、資源化を推進する。

(エ) 剪定枝をはじめとする、資源化品目等の拡大を検討する。

(オ) 焼却灰の資源化率の更なる向上を図る。

ウ 安定的・継続的なごみの適正処理の推進

(ア) 市民の健康や生活環境へ支障が生じないように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による一般廃棄物処理業の許可制度を適切に運用し、継続的、安定的かつ確実な処理を推進する。

(イ) 一般廃棄物収集運搬業者により持ち込まれる事業系一般廃棄物について、搬入検査を行うとともに、排出事業者への指導を徹底し、適正処理を推進する。

(ウ) 小田原医師会、廃棄物収集運搬業許可業者、市との協定に基づき、感染性廃棄物の適正処理を推進する。

エ きれいなまちづくりの推進

(ア) 環境美化推進員やボランティアなどと連携を図りながら地域からの美化活動を推進する。

(イ) 市民や神奈川県などの関係機関と連携を図りながら不法投棄対策を推進する。

(2) 生活排水処理

生活排水処理については、公共下水道による処理を基本に下水道整備を推進するとともに、下水道全体計画のエリア外については合併処理浄化槽の普及を図り、豊かな水環境を創出する。

ア 生活排水処理施設整備の推進

現在、生活雑排水の未処理放流を行っているくみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯については、河川環境の保全のため、下水道普及区域では公共下水道への切替えを推進し、下水道事業計画区域外では合併処理浄化槽への切替え等を助成し、合併処理浄化槽の普及を促進する。

イ 生活排水対策に関する啓発

環境情報誌や広報紙などを通じて単独処理浄化槽や合併処理浄化槽の適切な維持管理や、台所などの生活排水対策についての情報提供や啓発を図る。

ウ 水質汚濁状況の把握

水環境の現状を把握するため、引き続き河川の水質調査及びパトロールを実施

し、水質汚濁状況の監視を行う。

4 廃棄物の収集及び処分方法

(1) 家庭ごみ（収集ごみ）

次の表の種類①～⑧については、次のとおり共通する市民等排出者の協力義務がある。

ア 地区ごとに定められた集積場所に指定する排出日を守り、午前8時30分までに排出する。

イ 集積場所は、収集後に清掃等を行い清潔の保持に努める。

種 類	収 集 方 法		処 理 処 分 方 法	市民等排出者の協力義務
	回 数	収集者等		
① 燃せるごみ	週2回	小田原市又は委託業者	焼却後資源化又は埋立委託業務により実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排出形状は、植木などの刈込みや板屑は長さ50cm直径30cm以下にひもで束ねたものとする。 また、^{せん}剪定枝は、チップ化等を行い減量を図る。 ・上記以外の場合には、市が製造する専用の有料指定袋（45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ）を使用する。 ・紙・布類、ペットボトル、トレー類・表示のあるもの等は、分別し資源物収集等に出す。また、生ごみは、水分を十分に切るとともに、堆肥化等を行うなど減量を図る。

② 紙・布類	月 2 回	協定による 古紙 回収業者	資 源 化	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、その他紙、布類の 6 品目に分別し排出する。 ・排出形状は、紙類（その他紙を除く。）にあつてはひもで十文字に梱包し、布類にあつては透明又は半透明の袋（45ℓ 以下）を使用する。 ・その他紙にあつては、紙袋に入れる等し、口をホチキスやセロハンテープ、ひもなどで閉じて、袋の外側に「その他紙」と記載し、排出する。
③ ペットボトル	月 2 回	委託業者	資 源 化	<ul style="list-style-type: none"> ・排出形状は、透明又は半透明の袋（45ℓ 以下）を使用する。 ・洗浄・乾燥後、排出する。 ・キャップは必ず取り外し、トレー類・表示のあるもので排出する。 ・ラベルは外し、トレー類・表示のあるもので排出する。 ・本体は軽くつぶす。 ・ボトル缶は、かん類で排出する。
④ トレー類・  表示のあるもの	週 1 回	小田原市又は委託業者	資 源 化	<ul style="list-style-type: none"> ・排出形状は、透明又は半透明の袋（45ℓ 以下）を使用する。 ・洗浄・乾燥後、排出する。

⑤ かん類	月 1 回	委託業者	資 源 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出形状は、透明又は半透明の袋（４５ℓ 以下）を使用する。 ・ 洗浄・乾燥後、排出する。 ・ 一斗缶など大型缶は、燃せないごみで排出するが、ボトル缶はかん類で排出する。
⑥ びん類	月 1 回	委託業者	資 源 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出形状は、透明又は半透明の袋（４５ℓ 以下）を使用する。 ・ 洗浄・乾燥後、排出する。 ・ 乳白色の化粧品のびんなどは、燃せないごみで排出する。 ・ リターナブルびんは、購入店舗等に返却する。
⑦ 燃せない ごみ	月 1 回	委託業者	破砕後選別 一部資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出形状は、透明又は半透明の袋（４５ℓ 以下）を使用する。 ・ びん・かん類は、分別し資源物収集等に出す。
⑧ スプレー缶・ カセットボンベ 蛍光灯 乾電池・ ライター ビデ・オーブ 類 廃食用油	月 1 回	委託業者	一部資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出形状は、それぞれの分類ごとに別々の透明又は半透明の袋（４５ℓ 以下）を使用する。 ・ 廃食用油は、ペットボトルに入れ、口をしっかりと閉めてから排出する。なお、ペットボトルに「食用油」「火気厳禁」と表示する。

⑨ 大型ごみ	随 時	委託業者	資 源 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に市に電話で連絡し、双方で定めた日の朝に収集作業が可能な戸外に排出する。 ・ 市の収入証紙により手数料を負担する。 ・ 特定家庭用機器再商品化法の対象物については、購入した小売業者等へ引き渡す等、リサイクルに努める。 ・ 再利用可能な物は、リサイクルショップやフリーマーケットを利用するなど、排出抑制に努める。
-----------	-----	------	-------	--

(2) 家庭ごみ（直接搬入ごみ）

種 類	収 集 方 法		処 理 処 分 方 法	市 民 等 排 出 者 の 協 力 義 務
	回 数	収 集 者 等		
直接搬入 ごみ	随 時	排出者	焼却後埋立 又は破碎後 選別一部資 源化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生利用等の減量に努め、収集ごみに準じた分別をした上で搬入する。 ・ 市の定める日及び時間帯に搬入する。

(3) 事業系ごみ

種 類	収 集 方 法		処 理 処 分 方 法	市 民 等 排 出 者 の 協 力 義 務
	回 数	収 集 者 等		
特定ごみ	家庭ごみ (収集ご み)に同 じ	家庭ごみ (収集ご み)に同 じ	家庭ごみ (収集ご み)に同 じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月当たりの排出量は、300kg以内とする。 ・ 事前に市に排出見込量を申告する。 ・ 排出見込量に変更がある場合には、速やかに市に申告する。 ・ 一般廃棄物（可燃）のみを排出する。 ・ その他、家庭ごみ（収集ごみ）に同じ。

直接搬入 ごみ	随時	排出者又 許可業者	焼却後埋立 又は破砕後 選別、一部 資源化	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物のみを搬入する。 可能な限り再生利用等の減量を行い、収集ごみに準じた分別をした上で搬入する。 生ごみについては、一般廃棄物処分業者に委託するなど、資源化に努める。 市の定める日及び時間帯に搬入する。
紙 類	随時	排出者、 許可業者又 は古紙回 収業者	資 源 化	<ul style="list-style-type: none"> 市内の一般廃棄物処分業許可業者に直接搬入する。

(4) 動物の死体

種 類	収 集 方 法		処 理 処 分 方 法	市 民 等 排 出 者 の 協 力 義 務
	回 数	収 集 者 等		
動物の死体	随 時	排出者又は 委 託 業 者	専用焼却炉 で焼却	<ul style="list-style-type: none"> 段ボール箱等に入れ、市へ申込みをする。 自ら搬入する場合には、市の定める日及び時間帯に搬入する。

(5) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収 集 方 法	処 理 処 分 方 法
し尿	区分に応じ、委託業者が収集する。	灰雑物除去後希釈し、公共下水道に放流する。
浄化槽 汚泥	申込みにより委託業者が収集する。	灰雑物除去後希釈し、公共下水道に放流する。

5 適正処理困難物

適正処理困難物の指定の件（平成17年小田原市告示第98号）に定めるとおりとする。

6 排出禁止物

漬物石、灰及び枕木は、排出禁止物とする。

7 資源化量の見込み

品 目	資源化量
紙・布類	9, 0 4 3 トン
ペットボトル	5 6 8 トン
トレイ類・  表示のあるもの	1, 9 5 6 トン
かん類	4 4 3 トン
びん類	8 5 0 トン
蛍光灯ほか	2 5 9 トン
破砕後金属	7 4 4 トン
その他	2, 9 4 6 トン
資源化量合計	1 6, 8 0 9 トン

8 施設概要

(1) 焼却施設

施設名	所在地	形 式	処理能力
小田原市清掃工場	小田原市久野3768番地	全連続燃焼式	330トン/24時間

(2) 破砕・資源化施設

施設名	所在地	形 式	処理能力	
小田原市清掃工場				
リサイクルセンター (不燃ごみ資源化施設)	びん・かん選別施設 粗大ごみ処理施設	小田原市久野3768番地 小田原市久野3768番地	選 別 破砕後選別	14.9トン/5時間 30トン/5時間
ペットボトル減容施設	小田原市久野3761番 4	圧縮後梱包	4.9トン/5時間	

(3) 動物焼却施設

施設名	所在地	形 式	処理能力
小動物焼却炉	小田原市久野3768番地	バッチ式	500kg/5時間

(4) 最終処分施設

施設名	所在地	埋立容量
堀ヶ窪埋立処分場	小田原市府川786番 2	87, 838 m ³

(5) し尿希釈処理施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
扇町クリーンセンター	小田原市扇町 6 丁目 826番地	前処理及び希釈 放流方式	200kℓ /24時間